



品川区議会だより

No.224 発行 平成23年(2011年)2月16日 発行所 品川区議会事務局(〒140-8715) 東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111 (大代表) 5742-6810 (直通)
品川区議会のホームページアドレス <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html>



本会議傍聴 芳水小学校・杜松小学校

平成22年 第4回定例会 12/9~12/22

- 平成22年第4回定例会の議案……………1~2
- 請願・陳情の審査結果……………2
- 意見の分かれた議案……………2
- 議員研修会を開催しました……………2
- 区政をきく(一般質問)……………3~7
- 採択し、報告を求めた請願・陳情について ……3~7
- 可決された意見書……………7
- 請願・陳情を提出するには……………8
- 本会議・委員会の日程(予定)……………8
- 議会棟案内図……………8

▼地域センターの設置に関する条例
荏原第三地域センターの位置を変更する。
〔現行〕
平塚一丁目13番18号
〔改正後〕
平塚三丁目9番1号
施行期日 平成23年5月2日

▼区立区民集会所条例
りんし21区民集会所を廃止するほか、荏原第三区民集会所の位置を変更する。
〔現行〕
荏原第三区民集会所
〔改正後〕
平塚一丁目13番18号
平塚三丁目9番1号
施行期日 平成23年4月1日
(荏原第三区民集会所の位置を変更する改正規定は平成23年5月2日)

▼区立保育所条例
北品川第二保育園を設置する。
〔所在地〕
北品川三丁目7番43号
施行期日 平成23年6月1日

▼区立幼稚園条例
御殿山幼稚園の位置を変更する。
〔現行〕
北品川五丁目10番7号
〔改正後〕
北品川三丁目7番43号
施行期日 平成23年4月1日

▼区長および副区長の給与および旅費条例
区長、副区長および区議会議員の期末手当に係る支給月額を0・15月分引き下げる。また、常勤の監査委員の期末手当についても同様とする。
施行期日 平成23年1月1日
(平成23年度以降の期末手当に係る改正規定は平成23年4月1日)

▼教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例

第4回定例会の議案

平成22年第4回定例会は、12月9日から12月22日までの14日間の会期で開催されました。

区長から、「地域センターの設置に関する条例(一部改正)」などの議案が、議員より「シルバー人材センターに対する国庫補助金を縮減しない事を求める意見書」の議案がそれぞれ提出され、慎重審議の結果、次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

▼指定管理者の指定について
公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。
施設の名称
区立総合体育館
区立戸越体育館
指定管理者
財団法人品川区スポーツ協会
指定期間 平成23年4月1日
平成28年3月31日

▼指定管理者の指定について
公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。
施設の名称
区立家庭あんしんセンター
指定管理者
社会福祉法人福栄会

▼指定管理者の指定について
公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。
施設の名称
区立総合区民会館
指定管理者
財団法人品川文化振興事業団
指定期間 平成23年4月1日
平成28年3月31日

▼指定管理者の指定について
公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。
施設の名称
区立総合区民会館
指定管理者
財団法人品川文化振興事業団
指定期間 平成23年4月1日
平成28年3月31日

人権擁護委員の推薦

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員に推薦することに賛成した。
須藤 耕二氏

その他の議案

教育委員会教育長の期末手当に係る支給月額を0・15月分引き下げる。
施行期日 平成23年1月1日
(平成23年度以降の期末手当に係る改正規定は平成23年4月1日)

古紙を配合した紙を使用しています。